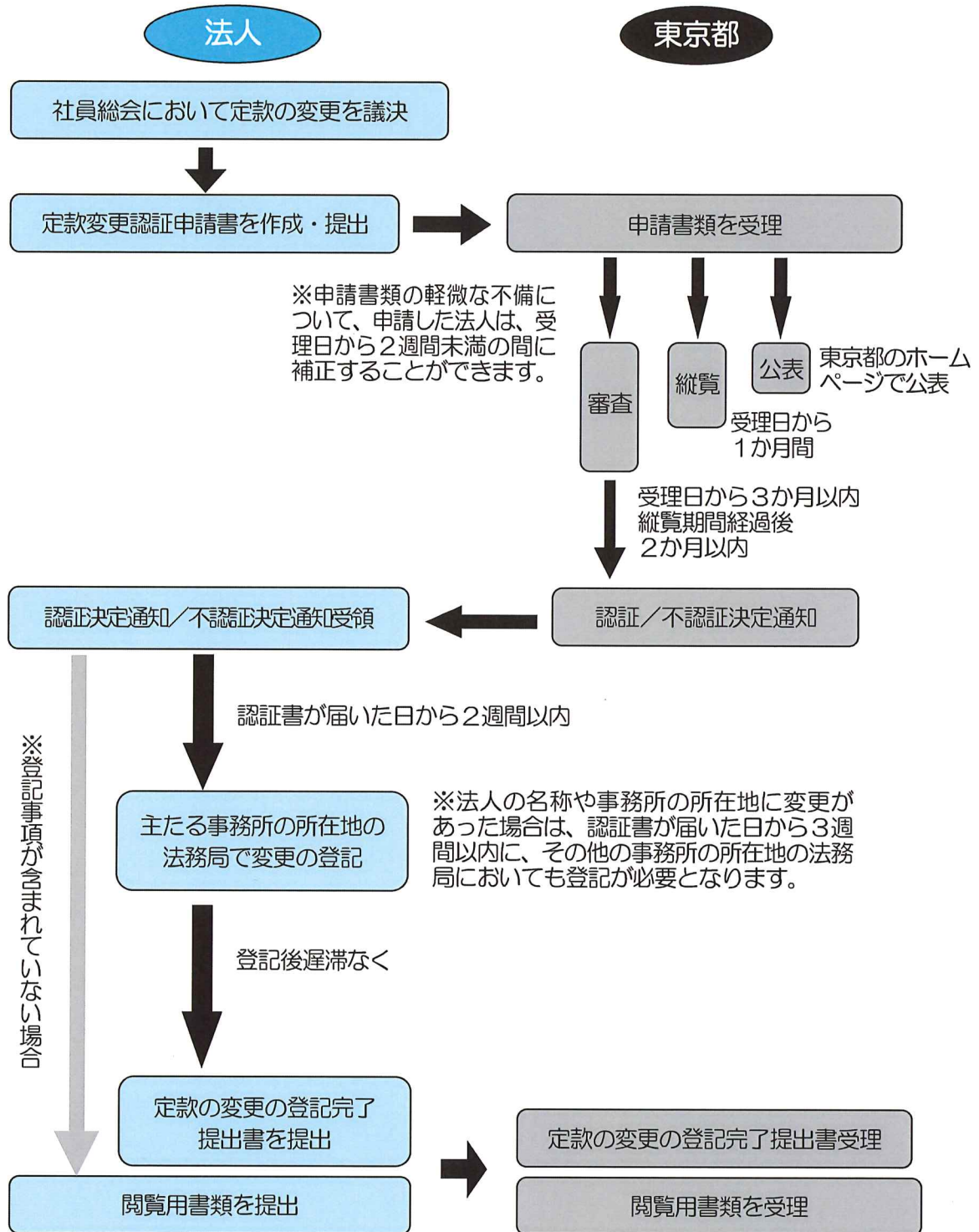


●定款の変更手続の流れ<定款変更認証申請>●



5 定款の変更

(1) 必要な手続（法第25条）

定款の変更をしようとする場合は、まず、変更事項について社員総会で議決しなければなりません。その議決は、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもってされることが必要です。ただし、定款に特別の定めがある場合は、定款の定めによります。

なお、社員総会での議決に当たり、議案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、当該議案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされます。（法第14条の9）

※ 「社員総会の決議の省略」を行った場合の総会議事録の記載例については、98頁（書式第21号）を参照。

定款の変更に必要な手続

変更事項	必要な手続
① 目的（法第11条第1項第1号） ② 名称（法第11条第1項第2号） ③ 特定非営利活動の種類（20分野）及び特定非営利活動に係る事業の種類（法第11条第1項第3号） ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴う場合のみ）（法第11条第1項第4号） ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項（法第11条第1項第5号） ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）（法第11条第1項第6号） ⑦ 会議に関する事項（法第11条第1項第7号） ⑧ その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項（法第11条第1項第11号） ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）（法第11条第1項第12号） ⑩ 定款の変更に関する事項（法第11条第1項第13号） ※このうち、登記事項は①、②、③、④、⑧となります。	東京都の認証が必要（認証を受けなければ効力は生じない。） →「(2) 定款変更の認証申請（89頁）参照
上記①～⑩以外の事項	東京都に届出（総会の議決のみで効力を生じる。） →「(3) 定款変更の届出」（93頁）参照